

第3期芸術文化振興ビジョン
【素案】

令和3年3月
兵庫県



目 次

I	芸術文化振興ビジョンの改定にあたって	1
II	芸術文化振興ビジョンの基本的な考え方	
1	芸術文化の意義	1
2	芸術文化の機能と役割	2
3	対象とする芸術文化の範囲	3
III	第2期ビジョンの取組と成果	
1	第2期ビジョンの概要と主な取組	4
2	兵庫県の芸術文化を取り巻く環境の変化	7
3	新型コロナウイルス感染症への対応	9
4	検証と課題	11
IV	第3期ビジョンの考え方と方向性	
1	基本的な考え方・基本目標	13
2	基本方向	14
3	重点取組項目	16
4	成果指標の設定	18
V	課題と展開方向	
1	芸術文化を創造・発信する	19
2	芸術文化の“場”を育て拡げる	26
3	文化力を高め、地域づくりに活かす	31
4	みんなで支え、総合的に取り組む	35
	(再掲) ポストコロナ社会への対応	38

I 芸術文化振興ビジョンの改定にあたって

芸術文化は豊かな人間性を育て、想像力・創造力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものであると同時に、活力ある社会の実現、経済の活性化、個性豊かな地域づくり、さらには世界平和の礎という重要な役割を担っている。

とりわけ兵庫県では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、芸術文化が傷ついた人々の心を癒やし、元気づけ、復興への意欲を生み出す大きな原動力となった経験から、芸術文化が県民の暮らしに欠くことのできない基本的な公共財であることを強く再認識し、そのさらなる振興に向けたさまざまな施策を展開してきた。

平成13年12月に国の「文化芸術振興基本法」が制定されると、全国的にも芸術文化の総合的な振興を図る機運が高まりを見せるようになる。これに伴い兵庫県では、平成16年5月に兵庫県の芸術文化振興の指針となる「芸術文化振興ビジョン（以下「第1期ビジョン」）を策定。さらに、平成27年3月にはその基本的な考え方、目標は維持しつつ、取り組み状況や文化芸術振興を取り巻く環境の変化などを踏まえた第2期ビジョンへと改定し、芸術文化が暮らしに息づく「芸術文化立県ひょうご」の実現を目指してきた。

この間、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据えた取り組みが進むとともに、平成29年には「文化芸術振興基本法」が改定され「文化芸術基本法」が制定されたほか、人口減少・少子高齢化が進行し本格的な地域創生に取り組む最中、新型コロナウイルス感染症が発生、全世界に拡大し、社会経済活動や人間の生活様式に大きな影響を及ぼすなどさまざまな社会的な変化が生じている。県ではこうした状況を踏まえ、さらなる兵庫県の芸術文化振興を目的とし、第3期ビジョンを策定することとする。

II 芸術文化振興ビジョンの基本的な考え方

1 芸術文化の意義

(1) 人間にとっての意義

芸術文化は、人々を癒し、明日への希望や生きる勇気をもたらすためのものであるとともに、人間一人ひとりが自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育てるという特性を持っている。芸術文化は、「想像力」、「感情移入の能力」、「表現力」の3つの能力を養成するものであり、こうした能力は、単に芸術文化の創造・鑑賞のためだけではなく、人間が様々な分野で学習や創造活動をする上で、あるいは、他の人と多様な人間関係を結び社会活動をする上で必要不可欠である。このような意味で、芸術文化は人間が生きていく上での基礎的な能力を育てるものであり、教育の中心に据えられるべきものである。

21世紀の成熟社会における新しい社会の要請に的確に応えていくためにも、「想像力」、「感情移入の能力」、「表現力」の3つの能力の必要性が益々高まっており、芸術文化は新しい時代の教育にとって極めて重要な役割を果たすものである。

(2) 社会にとっての意義

芸術文化は社会にとっても次のような3つの大きな意義を持っている。

まず、芸術文化は、地域の特性や歴史の中で生まれ、地域の個性（アイデンティティ）を形成する核となり、地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成することに大きく貢献している。このことは、国家レベルでも同様である。

また、民族や言語、宗教等の壁を越えて、世界の人々との対話・共生を進めることに貢献している。芸術文化は、それぞれの地域の特性や歴史等を反映し、多様な形態や内容を持つものであるが、そうした違いの底流には、人類共通の美や感動体験が見出される。こうした特性が、相互理解や共生の基盤となり、異質なものに対する寛容の心の醸成、ひいては、世界平和への貢献に資することとなる。

さらに、芸術文化は、21世紀の成熟社会にふさわしい新しい産業の振興や、既存産業の高付加価値化を進めるうえでも非常に重要な意義を持っており、今後は芸術文化関連産業の成長が大きく期待できるだけでなく、既存産業の高付加価値化を進める上でも、芸術文化の視点が欠かせない。

2 芸術文化の機能と役割

(1) 芸術文化の機能

芸術文化が社会の中で成立するためには、「創造」「享受」「流通」「教育」の4つの機能が必要である。

まず、「創造」とは、芸術家や県民が芸術文化を創作・上演（生産）することであり、「享受」とは、創造された作品を鑑賞（消費）することである。また、「流通」とは、コンサートや展覧会の企画・実施等を通じて、芸術文化を創造する人と享受する人とを結びつけ、両者の出会いの場を提供することである。芸術文化が「創造」され、その作品が「流通」することにより、「享受」が可能となる。さらには、これらの3つの機能を担う人（芸術家・鑑賞者・プロデューサー）を育てる「教育」という機能がある。

従って、芸術文化を振興していくためには、この4つの機能をより高めていかなければならない。「創造」のためには、芸術家や文化活動を行う人がより成長し活動しやすい環境を整備すること、「享受」のためには、芸術文化の鑑賞のための機会と場を整備し、そのための障害をなくしていくこと、「流通」のためには、様々な文化資源を動員して、芸術家・団体等と鑑賞者を結びつけ、魅力ある芸術文化事業を企画・実施する機能を強化・支援すること、「教育」のためには、芸術文化の創造・享受・流通を担う人を育成していくことが必要である。

(2) 芸術文化における各主体の役割

本ビジョンを実現するため、県民をはじめ芸術家（アーティスト）、NPO や関係団体、企業、市、県のなどの各主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら総合的に取り組んでいくことが必要である。

主 体	役 割	主 体	役 割
県民	・芸術文化活動への積極的な参画（する・見る・支える）	市町	・地域の特性に応じた芸術文化施策の推進 ・市町立芸術文化施設の運営
芸術家	・芸術文化の創造・振興 ・芸術文化活動の成果を発信 ・芸術文化の担い手の育成	県	・芸術文化施策の総合的・計画的推進 ・県民等の自主的な活動を支える環境整備 ・芸術文化の創造・発信拠点としての県立芸術文化施設の運営 ・市町に対する必要な協力と連携 ・県内各主体とのネットワークの充実
関係団体・N P O 法人等	・芸術文化の創造・振興 ・芸術文化活動への参画 ・芸術文化活動への支援		
企業・事業者等	・芸術文化活動への参画 ・芸術文化活動への支援		

3 対象とする芸術文化の範囲

本ビジョンでは、「文化芸術基本法」が対象範囲とするもののほか、芸術文化の振興、特に芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進めるに当たって、重要となる産業文化、食文化、ファッション文化など幅広い文化について対象範囲とする。

文化芸術基本法が対象範囲とするもの

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ その他の電子機器などを利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の わが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、花道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財ならびにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

Ⅲ 第2期ビジョンの取組と成果

1 第2期ビジョンの概要と主な取組

(1) 第2期ビジョンの概要

第1期ビジョンの事業成果を検証するとともに、人口減少社会の到来や情報化の進展等、芸術文化を取り巻く近年の諸情勢の変化等を踏まえ、人材育成や発信力の強化等の新たな課題を取り入れた、次代にふさわしい芸術文化の展開方向を示すビジョンに改定した。

●基本目標

芸術文化立県ひょうご

～芸術文化が暮らしに息づき、

芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現～

●ビジョンの位置付け

「21世紀兵庫長期ビジョン」の趣旨や方向性を踏まえ、県の芸術文化振興のための取り組みの展開方向を示す指針

●ビジョンの計画期間

2015（平成27）年～2020（令和2）年ごろまで

●基本方向

1. 芸術文化を創造・発信する
2. 芸術文化の“場”を育て広げる
3. 文化力を高め、地域づくりに活かす
4. みんなで支え、総合的に取り組む

●重点取組項目

1. 県民誰もが身近に芸術文化に親しむ環境の充実
2. 「ふるさと意識」に根ざした兵庫の文化の継承・発展
3. 兵庫の分厚い文化力の国内外への積極的な情報発信
4. 芸術文化施設の適切な維持・保全と活性化の推進

(2) 主な取組

新進芸術家育成プロジェクト・

リサイタルシリーズ 基本方向 1

芸術文化を担う人材の育成につながる取り組みとして、将来の活躍が期待される若手アーティストに発表の場を与えようと、兵庫県民会館けんみんホールを活用した「新進芸術家育成プロジェクト・リサイタルシリーズ」を開催している。



市町ホールの活性化を目指す

支援事業の実施 基本方向 1

県内の市町ホールの活性化、文化施設の連携強化を図るため、音楽や演劇等の大型自主公演の共同企画および実施を支援。県内各地での芸術鑑賞機会の提供を促進した。



芸術文化拠点施設の

大規模改修工事 基本方向 1

県立美術館王子分館、芸術文化センター、ピッコロシアター、県立美術館西宮分館など主要な芸術文化の拠点施設を安全・快適に利用できるよう大規模改修工事を行った。



兵庫の分厚い文化力の

国内外への積極的な発信 基本方向 1

兵庫の文化力の国内外への発信を強化するため、今後のモデルとなるようなリーディングプログラムを行う文化団体・NPO 法人などを支援している。



PAC による小学校等への

アウトリーチ活動 基本方向 2

平成 29 年度から兵庫芸術文化センター管弦楽団（PAC）が小学校・特別支援学校を訪れ訪問活動を開始。プロの演奏にふれ、豊かな感性を育む機会を提供している。



ピッコロ劇団による
県内各地の公演展開 **基本方向2**

平成28年度から生の演劇に触れる機会の少ない地域の子どもたちや高齢者に演劇のすばらしさや楽しさを体験してもらえるよう、市町ホールを活用した公演を続けている。



日本の伝統文化の魅力を伝え
担い手の確保につなげる **基本方向2**

日本の伝統文化への理解を深めるため、平成27年度から県内の小・中・高校へ講師を派遣し、いけばな、茶道、書道、琴、日本舞踊、能・狂言などの日本伝統芸能の体験教室を開催している。



継続的に体験できる
伝統文化学び塾 **基本方向3**

兵庫県公館（和風会議室）で茶道、いけばな、能楽、日本舞踊、邦楽など伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・習得できる親子向け講座を開催している。



兵庫陶芸美術館への
直通バスの運行アクセス **基本方向3**

JR 篠山口駅を起点に、こんだ薬師温泉、兵庫陶芸美術館がある丹波焼の里と篠山城下町を結ぶ直通バスを運行。美術館へのアクセスを改善したことで、利用者増につながった。



ふるさとひょうご寄附金を
芸術文化振興に活用 **基本方向4**

「県立芸術文化センター応援プロジェクト事業」として障害者や高齢者、妊婦など誰もが快適に舞台芸術を楽しんでもらえるような設備改善を行った。



2 兵庫県の芸術文化を取り巻く環境の変化

(1) 時代潮流の変化

第2期ビジョンの改定時と同様に、人口減少社会の到来による影響は避けがたく、県内人口は平成21年をピークに今後も減少が見込まれるとともに、近年では都市部でも人口減少局面に転じるなど、県全体の活力の低下が懸念されている。加えて、少子高齢社会の進行、地域による人口の遍在化が地域コミュニティの衰退や芸術文化の担い手不足などをもたらし、芸術文化基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。反面、成熟社会の到来により心の豊かさが求められるようになり、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる。更に、持続可能な開発目標（SDGs）など、平和教育、貧困、環境、産業、資源といった社会課題について、国際協力による解決も重視されるようになった。人々の働き方にも変化が見られ、ワーク・ライフ・バランスが浸透するにつれて人々の活力や想像力の源となる芸術文化の価値が高まっているといえる。

情報伝達の在り方を大きく変えたのは、インターネットなどICT（情報通信技術）の急速な発展である。スマートフォン、タブレット端末、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）、クラウドなどの普及は、地方においても多種多様な情報発信を可能にするなど芸術文化の分野においても大きな影響をもたらした。また、デジタル技術の向上は新しい表現手段を創出し、メディア芸術といった分野の発展につながっている。その一方、人と人との関係性に及ぼすさまざまな影響や著作権侵害の深刻な問題などの弊害も指摘されている。

芸術文化にまつわる担い手においては、「国から地方へ」「官から民へ」という流れの下、これまでの枠組みを超えた取り組みが見られる。NPO法人の拡大やボランティアなどの活動形態も定着し、地域づくり活動の活発化と担い手の多様化とともに、民と官の新しい関係や協力体制に支えられた活動も広がりを見せている。

(2) 国の芸術文化施策の動向

平成29年6月、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行された。これにともない「文化芸術振興基本法」は「文化芸術基本法」に改称。また、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術のさらなる継承、発展、創造につなげていくことの重要性を明らかにした。同時に、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定された。

平成30年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定された。文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすことを基本理念とし、文化芸術の創造・鑑賞の機会の拡大や芸術上価値が高い作品への支援強化、作品発表の機会確保などが盛り込まれた。

同年6月、文化財の分野では「文化財保護法」が改正された。文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護業生の推進力の強化について定められた。

令和2年6月に制定されたのが「文化観光推進法」である。文化の振興を観光の振興と地

域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としている。

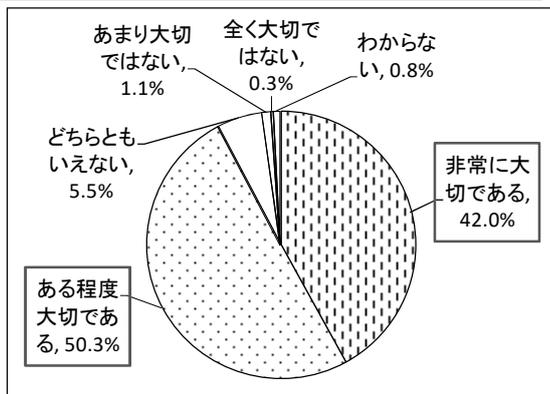
(3) 芸術文化に対する県民等の意識

県民の皆さんの芸術文化への関心や意見を把握し、ビジョン改定の基礎資料とするため令和元年、県民モニターへのアンケート調査を行った。

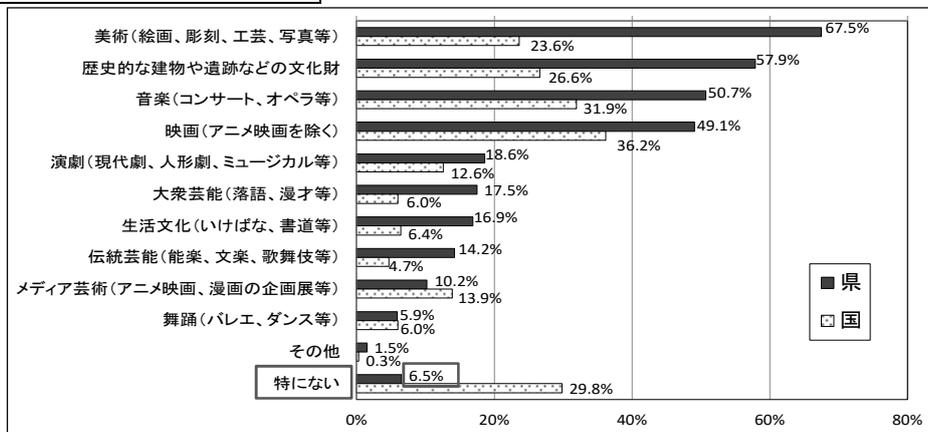
この結果から、日常生活における文化芸術の体験・活動が重要だと思ふ人の割合、この1年間に芸術文化を鑑賞した人の割合は、ともに9割を超えており、県民の芸術文化に対する意識の高さがうかがえる一方、自ら芸術文化活動を行った人の割合は5割未満となっている。

〔国：「文化に関する世論調査」（令和2年3月）（文化庁）
県：「県民モニター第3回アンケート調査」（令和元年11月）〕

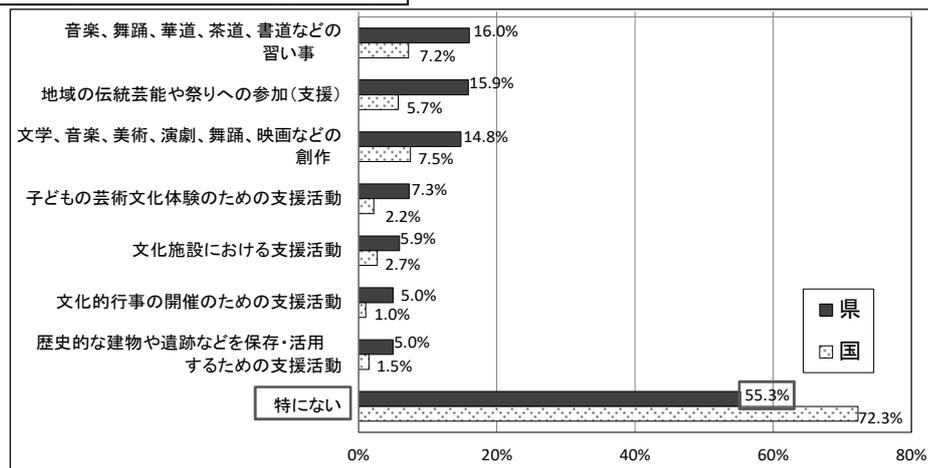
日常生活における文化芸術の体験・活動の重要性



この1年間に鑑賞した芸術文化



この1年間に自ら行った芸術文化活動



3 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 芸術文化活動への影響

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症拡大により、国が国内のスポーツ・文化イベントの自粛を要請すると、海外アーティストの渡航規制もあり、民・官問わず全国各地の劇場、ホールが事業の中止・縮小・延期を続々と決定。美術館や博物館、図書館も休館となった。公演や展覧会をはじめお稽古やレッスンなどの中止は、芸術文化に親しむ機会の喪失、アーティストや芸術文化関係者・団体の存続危機などの状況を生んだ。緊急事態宣言の解消とともに徐々に活動は再開され、文化庁による支援も進められているが、依然コロナ禍が収束しない中、催物開催制限の延長、感染症予防対策（発熱者確認のための赤外線カメラ設置、空調換気や消毒液の設置など衛生面の予防対策、来館システムなどの導入など）の徹底、社会全体の活動自粛の継続は、芸術文化活動に大きな影響を与え続けている。また、今後はポストコロナ社会に向けた芸術文化の在り方も課題になっていく。

(2) 兵庫県の主な対策

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、兵庫県では活動自粛を余儀なくされたアーティストや芸術文化関係団体等に対し、活動の再開・継続を可能にする対策を行っている。

●各種動画配信事業

アーティストや芸術文化関係者の公演中止に伴う発表機会の喪失および県民の芸術文化に触れる機会減少の解消を目指して、動画配信事業を展開した。ポストコロナ時代においても3密を避けた新たな芸術文化活動として定着を図る。

●新進アーティストなどの発表の場の提供

若手芸術家の発掘・育成支援として開催してきたロビーコンサートや県内芸術家リサイタルを追加実施。

●感染症対策費用の支援事業

県域文化団体感染症対策支援事業を実施。

●会場キャンセル料の免除

芸術文化センターや原田の森ギャラリー、県民会館などの施設におけるR2.3月～R3.3月の会場キャンセル料免除。

●公演再開に向けた支援

芸術文化公演の開催にあたり、前後左右を開けた席配置など感染症予防に対応した収容人数の制限が求められることから、対象施設を利用した個人・団体の払うべき施設使用料の1/2相当額を助成する「芸術文化公演再開緊急支援事業」を実施。

●県施設の感染症対策の資機材整備

国の文化施設の感染症防止対策事業を活用した資機材の購入。

提言

「ポストコロナ社会に向けて」 (令和2年7月 ポストコロナ社会兵庫会議) より 芸術文化関係の提言抜粋

提言1 パンデミック時代の危機管理

提言2 デジタル革新の加速

オンライン芸術鑑賞

ライブエンターテインメント界のネット配信の拡がりに対し、当初は生の舞台への客足減少が懸念されたが、実際にはそれを通じて本物を見たい人が増える効果があると分かってきた。一方で、本物の価値（価格）が上がり、誰もが気軽にリアルな芸術に触れられなくなる懸念がある。子どもたちや鑑賞機会の少ない地方の人たちに届けられるよう、文化政策の充実が必要である。

提言3 産業の競争力・リスク耐性の強化

提言4 分散型社会への転換

芸術文化拠点の分散

ヨーロッパでは、各州、各県に劇場、オペラハウス、劇団があるが、日本は東京一極集中の傾向が強く、文化面から地方それぞれの魅力を支え得ていない。地域に芸術拠点があり、創造集団がある。そういう多様性、重層性を確保しておくことが重要である。兵庫県は阪神・淡路大震災からの創造的復興の一環として、西宮の芸術文化センターや HAT 神戸の県立美術館などを建設し、被災の悲惨な中で心豊かな県民生活を目指した。この度のコロナ襲来は、たまたま日本海側の豊岡市に国際観光芸術専門職大学（仮称）を創設する時と一致した。東京ではなく、一地方の小都市に芸術文化の創造拠点を築く試みとして注目に値するのではないだろうか。

提言5 社会の絆の再生

4 検証と課題

(1) 取組内容の検証

第2期ビジョン策定以降、4つの基本方向とそれに伴う展開方向および4つの重点取組項目に基づき、多角的に事業を展開してきた。その成果を検証・評価した結果、今後取り組むべき項目は次のようになった。

① 基本方向に係る項目：芸術文化振興の根幹をなす事業として引き続き取り組むべきもの

- ・芸術文化を担う人材の育成
- ・芸術文化を行う場の拡充
- ・情報発信等についてのICTの活用
- ・芸術文化を通じた世代間交流の促進
- ・伝統文化、地域文化資源を活用した地域活性化
- ・芸術文化や地域の文化資源等の産業・産業分野への活用
- ・県民、団体、企業、行政等の各主体の連携体制の整備

② 重点取組項目に係る項目：第2期ビジョンの「重点的に取り組むべき項目」のうち引き続き取り組むべきもの

- ・芸術文化を通じた世代間交流の仕掛けづくり
- ・文化財等地域文化資源の活用支援
- ・地域の文化力等を活用したまちづくりの推進
- ・芸術文化施設のネットワーク拡充による、観光分野と連携した情報発信の展開
- ・施設運営への住民参加の促進
- ・芸術家等が地域へ出向くアウトリーチ活動の推進
- ・若手芸術家の発掘・育成
- ・青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実
- ・ICT等を活用した多彩な芸術文化情報の発信等
- ・適切なメンテナンスによる安全・安心で快適な施設づくり

(2) 成果指標の検証

第2期ビジョンにおいては、取り組みの成果を検証するため「21世紀兵庫長期ビジョン」における「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査の中から成果指標の設定を行った。

検証の結果、指標2については目標の9割の水準に達しているものの、指標1については目標の7割の水準にとどまっており、数値の向上のためには芸術文化に接することが少ない地域や年齢層における機会の拡充や、地域の優れた芸術文化遺産の発掘・発信等による地域意識（シビックプライド）の醸成にさらに取り組む必要がある。

◎指標1 住んでいる市・町で、芸術文化に接する機会があると思う人の割合

目標	50%	結果（令和2年）	37.1%
----	-----	----------	-------

◎指標2 住んでいる市・町で自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合

目標	60%	結果（令和2年）	55.0%
----	-----	----------	-------

(3) 課題の抽出

これまでに示した、芸術文化を取り巻く環境の変化、新型コロナウイルス感染症への対応、第2期ビジョンでの取組や成果指標の検証を踏まえると、以下の課題が抽出され、第3期ビジョンを展開するにあたり、これらの課題に対応するため重点的に取り組むべき展開方向を検討する。

- 発信力のさらなる強化

県内外・国内外への本県芸術文化の魅力のさらなる発信力の強化

- 人材育成の推進

若手芸術家やプロデューサーなど芸術文化活動を幅広く支える人材の育成

- 地域偏在の解消

県下地域どこでも芸術文化に鑑賞できる機会の創出。

- ポストコロナ社会への対応

デジタル革新の加速と本物の芸術文化価値の享受への対応。

- 社会包摂の実現

すべての人が芸術文化に親しみ、発信できる共生社会の実現。

- 世代間交流の推進

さまざまな世代がともに楽しみ交流できる芸術文化の機会の創出。

- まちづくり・産業づくりへの活用

文化資源や芸術文化を地域の活性化に活用。

- 地域意識(シビックプライド)の育成

地域の優れた芸術文化遺産を発掘・発信し、地域意識を高揚。

- 芸術文化の多様な価値の活用

芸術文化の持つ社会的・経済的価値を発揮して地域の元気を創出。

- 連携体制の整備

県・市町、芸術文化団体、文化施設、民間等の連携した取り組み。

IV 第3期ビジョンの考え方と方向性

1 基本的な考え方・基本目標

(1) 位置づけ及び計画期間

第3期ビジョンは、「21世紀兵庫長期ビジョン」の趣旨や方向性を踏まえ、県の芸術文化振興のための取り組みの展開方向を示す指針とするとともに、文化芸術基本法第7条の2に定める地方文化芸術推進基本計画として位置付ける。

なお、計画期間は2021（令和3）年～2025（令和7）年までの5か年とする。

(2) 基本目標

芸術文化立県ひょうご

～芸術文化が暮らしに息づき、
芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現～

芸術文化は、暮らしの中で人々を癒やし、明日への希望や生きる勇気をもたらすものであるとともに、想像力や感情移入の能力、表現力といった、豊かな人生を生きていく上で不可欠な能力を育む糧となっている。

また、芸術文化は、地域の個性（アイデンティティ）を形成する核となり、地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成するとともに、相互理解や共生の基盤ともなり、寛容の心の醸成や世界平和への貢献といった意義も担っている。さらに、21世紀の成熟社会にふさわしい産業の振興や、既存産業の高付加価値化にもつながる可能性も秘めている。

われわれ兵庫県民は、阪神・淡路大震災や新型コロナウイルス感染症の拡大といった厳しい環境のもと、こうした芸術文化の機能を再認識することとなった。

こうしたことから、第3期芸術文化振興ビジョンにおいては、第1期・第2期ビジョンに引き続き、芸術文化が社会の中で果たす役割の重要性を深く自覚しながら、芸術文化が県民の暮らしに息づき、芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現を目指す「芸術文化立県ひょうご」を基本目標として、県民・団体などの自主性・創造性を尊重しつつ、その参画と協働のもとに、積極的な芸術文化振興方策を展開していく。

2 基本方向

基本目標である「芸術文化立県ひょうご」の実現を目指し、以下の4つの基本方向に沿って、芸術文化振興方策を展開する。

(1) 芸術文化を創造・発信する

芸術文化立県をめざすためには、全国的・国際的に評価される優れた芸術文化の創造・発信拠点としての兵庫を確立していかなければならない。

そのためには、県民が自ら行う芸術文化活動を幅広く支援し、芸術文化を実践する層の拡大を図るとともに、本県から優れた芸術家を育て、その活動・活躍の場を拡げる。

特に、このたびのコロナ禍の影響で、芸術文化活動全般が制限されるなか、芸術文化を実践する新たな取り組みを幅広く支援し、芸術文化活動の継続を図る。

また、芸術文化の発信・交流拠点としての芸術文化施設の活性化を図るとともに、コロナに負けない安全で安心な活動が出来るよう環境整備を支援する。同時に、芸術家を施設や地域、県民や団体等と結びつけ、新しい芸術文化事業を企画・運営する芸術文化プロデューサーや、人と人とを結びつけるコーディネーター等の専門人材を育てていく。

さらに、海外との交流が困難となっている状況下において、本県の芸術文化を全国、海外へとアピールするため、ICT等新たな技術を活用した情報発信力の強化に重点的に取り組む。

(2) 芸術文化の“場”を育て拡げる

芸術文化立県をめざすためには、プロの芸術家や芸術文化団体だけでなく、一般の県民や団体等が芸術文化の創作・実践や鑑賞活動を行うことができる“場”を育て拡げることにより、鑑賞機会の地域偏在解消や本県の芸術文化のすそ野を拡大していかなければならない。

「芸術の“場”」としては、芸術文化施設以外に、地域の公民館や空き店舗、廃校施設や空き教室、公共施設のロビー、駅前広場の活用等に加え、新たに演奏動画配信等ICTを活用した活動の“場”づくりにも取り組んでいく。

こういった地域における多彩な活動の場を活用して兵庫芸術文化センター管弦楽団やピッコロ劇団に加え、県域文化団体や各地域の芸術家にも協力を得ながら、本物の芸術を体験するアウトリーチ活動のほか、動画配信等による体験機会の提供により、県民が地域で身近に芸術文化に親しむ場づくりに重点的に取り組む。

また、平成30年に障害者文化芸術活動推進法が制定されるなど、高齢者や障害者、在留外国人等あらゆる人々が共生できる社会の実現に向け、社会包摂の機能を備えた芸術文化に求められる役割は大きくなっている。そのため、障害者等による芸術文化の鑑賞や創造、発表機会の拡大に向けた取組の充実を図る。

そして、新たな時代に対応した芸術文化人材の育成のため、幼少期から芸術文化に親しむ環境づくりとして、学校や地域と連携し、子どもたちが身近な場で幅広い芸術文化を体験できる機会を確保するとともに、本物の芸術文化にふれる機会を提供していく。

(3) 文化力を高め、地域づくりに活かす

芸術文化立県をめざすためには、県民の暮らしや地域の中に芸術文化が息づくとともに、芸術文化を通じて人々の創造性を高め、新たに魅力的な文化が創造され社会的・経済的な新しい活用法が生まれるよう、県民や地域が持つ文化力を高めることが必要である。

そのためには、地域に視野を広げ、兵庫五国の多彩で特色のある文化資源や伝統芸能等、地域の「宝」である歴史文化遺産を見直し再評価することにより、愛着と誇りを持つ「ふるさと意識」の醸成を図り兵庫の文化の継承・発展に取り組むとともに、交流人口の増加や地域活性化につなげる。

そして、芸術家の発想を活用し、産業の高付加価値化を進める。また、掘り起こされた文化資源の戦略的な活用を図ることにより、芸術文化を活用したツーリズム振興等、観光分野との連携強化を図る。さらに、今後の事業展開が期待されるICTを利用した芸術文化活動やメディア芸術等も活用し、産業振興と結びつける取組を支援していく。

(4) みんなで支え、総合的に取り組む

芸術文化立県をめざすためには、県行政だけでなく芸術家や芸術文化団体はもちろんのこと、県民や団体、企業、市町等幅広い主体の参画と協働が不可欠である。

そのためには、県行政、県民、芸術家や芸術文化団体に加え、国、関西広域連合、市町、芸術文化施設、企業、学校、NPO法人、文化ボランティアなどの多様な関係機関等によるプラットフォームを形成し、各主体が各々の役割を認識し県の芸術文化の推進に向け連携・協働を図る。

また、県民自らが芸術家を支え育てる目を持つ観客として芸術文化に対する見識と理解を深めるとともに、芸術文化団体や、NPO法人等と連携して文化ボランティア等で文化を支える人材として活躍する場を拡げる。

加えて、企業のメセナ活動、ふるさと寄付やクラウドファンディング等による芸術文化振興のための財源等も積極的に活用する。

そして、地域文化の持続的な発展のため、地域の芸術文化を熟知し文化資源と文化施設をつなぐマネジメント力を備え、高いスキルを有する専門的人材の育成・確保を進める。

3 重点取組項目

芸術文化を取り巻く諸情勢の変化と、第2期ビジョンの検証結果、第3期ビジョンの基本方向を踏まえ、今後5年間で、重点的に取り組むべき4項目を新たに設定する。

1 芸術文化の創造・発展に向けた人材育成と新たな技術の活用

人材育成の推進

- 青少年に対し、動画配信等も活用するなど、様々な指導者からの指導やアドバイスを求められる多様な機会を提供し、人材育成を図る。
- 芸術文化観光専門職大学と各地の文化拠点が連携するなど、兵庫の文化力を生かした人材育成の活動に取り組む。

県内外・国内外への更なる発信力の強化

- 出発点として、芸術や文化は敷居が高いと感じている人も興味や関心が持てるよう、県民への情報発信に取り組む。
- 時間と空間を共有して生の鑑賞体験をするという芸術文化の本質的な部分と並行して、動画配信をはじめとしたICT活用等による新たな創造・発信・鑑賞の手法を発展させていく。
- 先進的な取組を進める様々な分野の芸術家を支援する。

芸術文化にふれる機会の地域偏在の解消

- ICTを活用した動画配信等の様々な手法を通じ、物理的距離の制約を受けず芸術文化を鑑賞できる機会を一層創出する。
- アウトリーチ活動、各地域で活動する文化団体の公演等への支援により、地方においても「生」の芸術文化の鑑賞機会を創出する。

オンライン鑑賞や芸術文化拠点の安全確保

- 阪神・淡路大震災からの復興のなかで芸術文化が果たした役割をあらためて認識し、コロナ禍の後の芸術文化の復活、発展に取り組む。
- 困難なときこそ芸術の力や魅力を伝えていくことが必要であり、ICT技術を使った発信、「生」の鑑賞を両立させ、いずれも発展させる。
- コロナ禍から生まれた新しい創造・発信の手法の定着を図るとともに、その一層の発展を図る。
- より多くの人と同じ空間・時間を共有しつつ安心・安全に鑑賞するため、芸術文化施設における適切な感染症防止対策について、これまでの知見を生かし、検証・検討に引き続き取り組む。

2 県民誰もが身近に芸術文化に親しめる多様な環境の充実

すべての人が芸術文化に親しみ、発信できる共生社会に向けた社会包摂の実現

- 障害者が芸術に取り組むにあたり、地域的偏在だけではなく、経済的負担などの課題も考慮した支援策を展開する。
- みんなが行っている習い事を障害者も普通に組み入れるなど、誰もがやりたいと思うことが当たり前になり、芸術文化に親しめる環境づくりに取り組む。

- 学芸員やホール関係者など芸術文化の現場に携わる人々に働きかけ、障害者だけでなく、マイノリティや子育て世代を含めた幅広い層が気軽に鑑賞できる機会の創設に取り組む。

様々な世代間で芸術文化をともに楽しめる交流の推進

- 芸術文化団体によるアウトリーチ活動等を通じ若い世代との交流を進め、新たな参画を促すなど、団体の活動の維持・継続に取り組む。
- 学校での公演の実施など、子どもたちが芸術文化に触れられる機会を確保し、生涯にわたって芸術文化に親しみ、支える人材を育成する。
- 伝統芸能や地域の伝統文化の魅力を幅広い世代に発信し、世代を超えて担い手の発掘・育成を図る。

3 芸術文化資源を通じた地域の活性化

地域活性化に向け文化資源や芸術文化のまちづくり・産業づくりへの活用

- 文化観光の視点から、芸術の魅力ある見せ方を工夫し、観光資源としての活用を図る。
- 地域の芸術文化の魅力向上により、観光を通じ「ヒト・モノ・カネ」が動くことで地域が活性化し、さらに芸術文化の振興が図られる好循環の創出に取り組む。
- 文化財の保護から活用への流れを受け、文化財をマネジメントする人の人材育成に引き続き取り組む。
- アーティストの発想を産業分野に取り入れ、新たな魅力を創出する。

地域の優れた芸術文化遺産の発掘・発信による地域意識(シビックプライド)の育成

- 兵庫の文化の強みとなっている地域での多彩なアートイベントや優れた芸術文化施設の魅力が県民の誇りと感じられるよう、全国に向けて発信する。
- 兵庫五国それぞれの多彩で特色ある文化の連携を深めるとともに、その魅力を生かすため、文化や観光、産業などの異なる分野間での交流を進める。
- 地域振興の大きな力となる各種イベントについて、より飛躍するための支援を行う。
- 県立芸術文化センターをはじめとした各施設について、地域の人々から支持を得て将来に残したい「まちの誇り」と認識されるよう、魅力を一層高める。

4 芸術文化を支えるプラットフォームの整備

県・市町、芸術文化団体、文化施設、民間等が連携して取り組む体制の整備

- 芸術家と行政関係者、施設関係者等が直接対話できる関係性を一層深め、連携して取り組む体制づくりを進める。
- 芸術家とホール等の発表の場の間を取り持ち、より魅力ある公演の実施や将来性のある人材の発掘等のマネジメントができる人材の育成に取り組む。
- 芸術文化施設の魅力を高めていけるプロデュース方法について、先進事例の情報共有を図るなど、施設間での連携を深め、兵庫全体の芸術文化施設の魅力を向上させる。
- 自然災害からの復興やコロナ禍での連帯など、社会的な課題に関わっていきいたいという芸術家や団体との連携を支援する。

4 成果指標の設定

改定ビジョンにおいては、今後の事業展開にあたって、各取組の正確な検証に基づく実効性を確保するため、成果指標の設定を行う。

第2期ビジョンに引き続き、「21世紀兵庫長期ビジョン」における「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査項目の2指標（下記指標1・4）に、「県民モニターアンケート」の調査項目から2指標（下記指標2・3）を加え、それぞれの調査結果に基づき、一定の数値評価を行うことで、その達成度と事業展開の方向性を見定めていくこととする。

指標1 「住んでいる市・町で、芸術文化に接する機会があると思う人の割合」

（兵庫のゆたかさ指標）

→ 令和7年（2025）までに **50%**にする。 （現在値）令和2年：37.1%

※成果指標達成のための主な取組

重点取組 項目	1	芸術文化にふれる機会の地域偏在の解消
	1	オンライン鑑賞や芸術文化拠点の安全確保
	2	様々な世代間で芸術文化をともに楽しめる交流の推進
	3	地域活性化に向け文化資源や芸術文化のまちづくり・産業づくりへの活用

指標2 「この1年間に外向いて芸術文化を鑑賞した人の割合」

（県民モニターアンケート）

→ 令和7年（2025）まで **90%以上を維持**する。 （現在値）令和元年：93.5%

※成果指標達成のための主な取組

重点取組 項目	1	芸術文化にふれる機会の地域偏在の解消
	1	オンライン鑑賞や芸術文化拠点の安全確保
	2	すべての人が芸術文化に親しみ、発信できる共生社会に向けた社会包摂の実現

指標3 「この1年間に芸術文化活動を自ら行った人の割合」

（県民モニターアンケート）

→ 令和7年（2025）までに **55%**にする。 （現在値）令和元年：44.7%

※成果指標達成のための主な取組

重点取組 項目	1	人材育成の推進
	1	芸術文化にふれる機会の地域偏在の解消
	1	オンライン鑑賞や芸術文化拠点の安全確保
	2	すべての人が芸術文化に親しみ、発信できる共生社会に向けた社会包摂の実現
	2	様々な世代間で芸術文化をともに楽しめる交流の推進

指標4 「住んでいる市・町で、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合」

（兵庫のゆたかさ指標）

→ 令和7年（2025）までに **65%**にする。 （現在値）令和2年：55.0%

※成果指標達成のための主な取組

重点取組 項目	2	様々な世代間で芸術文化をともに楽しめる交流の推進
	3	地域活性化に向け文化資源や芸術文化のまちづくり・産業づくりへの活用
	3	地域の優れた芸術文化遺産の発掘・発信による地域意識（シビックプライド）の育成

V 課題と展開方向

1 芸術文化を創造・発信する

現 状

課 題

展開方向

